

あかつか児童センター・新橋児童館の指定管理者を募集します

町では、あかつか児童センター・新橋児童館の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

【対象施設】

- ①野木町あかつか児童センター(南赤塚778-40)
- ②新橋児童館(友沼5110-5)

【指定の期間】

令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)

【募集要項配布期間・入手方法】

7月2日(金)～22日(木・祝)

町ホームページからダウンロードまたはこども教育課窓口まで

※窓口の場合、土日祝日を除く

【現地説明会】

7月14日(水)

【申請書類受付期間】

8月16日(月)～27日(金)

【選考方法】

町指定管理者選定委員会において審査を行い、候補者を選定し、その後議会の議決を経て指定管理者として指定します。

【その他】

詳細は募集要項・仕様書に記載します。

問こども教育課 ☎(57)4138

不動産無料相談会のお知らせ

不動産に関するさまざまな事柄のお悩みや疑問についての相談会を開催します。

📅8月10日(火)

①9時～10時 ②10時～11時 ③11時～12時

📍役場本館2階大会議室

👤町内在住者または町内の不動産所有者

👥先着3組(※各回1組)

【相談員】栃木県宅地建物取引業協会県南支部理事
※事前予約制

※偶数月の第2火曜日に開催予定です。

—新型コロナウイルス感染症への対策について—
会場において、飛沫防止対策や換気などの対応を行います。3密に注意して開催いたしますが、お越しの際はマスクの着用や咳エチケットの徹底にご協力ください。

問未来開発課 ☎(57)4178

住宅購入をお考えの方へ ～「定住促進補助金」のご案内～

令和2年4月1日以降に取得された住宅を対象に補助金を交付します。

【対象】

- ・令和2年4月1日以降に取得された住宅(ただし、建て替えにより取得した住宅は除く)
- ・取得した住宅が建築基準法および都市計画法の規定に適合していること

【要件】

- ・住宅を取得した時点で40歳以下の方
- ・転入または転居により新たに専用住宅、併用住宅またはマンション等の区分所有建物を取得する方
- ・住宅を取得し、取得から1年以内に入居し、かつその住宅に5年以上定住することを誓約した方
- ・入居する世帯員(生計同一者)が2名以上の方
- ・取得した住宅が共有名義であるときは、その代表の方(共有者のうち1名のみ代表者として申請可能)
- ・世帯員に町税等の滞納がない方。また、転入者は前住所地の市区町村税等の滞納がない方

【基本額】

10万円(新築・中古住宅問わず)

【加算額】

- ・申請者が令和2年4月1日以降に転入し、1年を経過していない場合：2万円加算
- ※再転入者は転出から1年以上経過していること
- ・18歳以下のお子様がいる場合(人数は問わない)：3万円加算

【補助金の申請方法と添付書類】

住宅を取得してから1年以内に、補助金交付申請書および次の書類を提出してください。

- ①世帯全員が記載されている住民票謄本(続柄記載)
- ②定住誓約書
- ③建物登記簿の全部事項証明書の写し
- ④建物の平面図(間取図)および住宅までの案内図
- ⑤1年以内の転入者の転入以前の住所地での完納(納税)証明書または非課税証明書等(世帯全員分)
- ⑥登記の遅延(遅延により申請期限を過ぎる場合など)にあっては、物件の取得を確認できる書類

※1世帯につき1回限りの交付です。

詳しくはお問合せください。

問未来開発課 ☎(57)4178